長野県佐久市メガソーラー発電所(仮称)事業に係る 計画段階環境配慮書

要 約 書

平成 29 年 2 月

株式会社 そら'w

目 次

第1章 事業計画の概要	1
1 事業の名称	1
2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	1
2.2 環境影響評価実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 …	1
2.3 配慮書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 …	1
3 事業の種類	1
4 事業の目的及び必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 事業の内容	3
5.1 太陽光発電所建設に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. 2 事業実施想定区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
5.3 事業の規模	4
5. 4 実施予定期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5.5 事業計画の概要	8
第2章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定	15
1 計画段階配慮事項の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2 調査、予測及び評価の手法の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第3章 予測及び評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1 水 象	23
2 地形·地質 ·································	26
3 植物	28
4 動物	32
5 生態系	34
6 景 観	39
第 4 章 総合評価	45
1 配慮書段階における環境影響評価の総合評価	45
2 配	48



第1章 事業計画の概要

1 事業の名称

長野県佐久市メガソーラー発電所(仮称)事業

- 2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称:株式会社そら'w

氏 名:代表取締役 冨士 靖史

所在地:東京都品川区大井一丁目23番1号 カクタビル7F

2.2 環境影響評価実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称:株式会社そら'w

氏 名:代表取締役 冨士 靖史

所在地:東京都品川区大井一丁目23番1号 カクタビル7F

2.3 配慮書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称:株式会社ポリテック・エイディディ

氏 名:代表取締役社長 山口 信逸

所在地:東京都中央区新富一丁目18番8号 RBM築地スクエア3F

3 事業の種類

電気工作物の建設 太陽光発電所 (敷地面積約80~90ha)

※対象事業の要件:敷地面積50ha以上の太陽光発電所の設置

4 事業の目的及び必要性

株式会社そら、wは、株式会社永輝商事グループの1社であり「長野県佐久市メガソーラー発電所(仮称)事業」に特化した企業として設立された。

株式会社永輝商事は、全国で約40MWの太陽光発電事業の実績があり、また同グループには、太陽光パネルメーカーであるJUMAO PHOTONICS、半導体・シリコンウエハーを扱う東証一部上場の株式会社RSテクノロジーズ等がある。

本事業の運営までは、株式会社永輝商事及びグループ会社が全面的にバックアップ を行い進める。

メガソーラー発電所の設置場所は、長野県佐久市大字香坂の北東側、上信越自動車道の北側に位置し、緩やかな南向きの斜面を有し、その南側には建造物等がなく、近隣に民家も少ない場所である。また、この地域は、国内有数の日照率を有し、雪も少ない地域であり、太陽光発電所の設置場所として適した場所である。

同グループは、「再生」をキーワードとして様々な事業を行っており、本事業は、 再生可能エネルギーのひとつであり、枯渇することのない太陽光エネルギーを使い、 二酸化炭素を発生しない環境にも優しいクリーンなエネルギーを作り出す環境事業 となる。また、事業終了後は、建設に使用した様々な部材や太陽光パネルも、リサイ クル事業として様々な形で再生する。

以上のような事業方針や地域特性を踏まえ、国や長野県、佐久市が推進する次世代エネルギー対策に基づき、国内及び地域における温室効果ガスの排出削減やエネルギー自給率の向上等に寄与することを目的とし、自然環境に十分配慮しながら、低炭素な国産エネルギーを生産するメガソーラー発電所を整備するものである。

5 事業の内容

5.1 太陽光発電所建設に関する基本方針

(1) 自然環境との調和

本事業では、自然と調和のとれた計画とするため、以下の事項について取り組む。

① 造成による災害防止

造成等により発生が懸念される災害は、未然に防ぐことを責務とし、防災・排水・ 緑化等に留意した計画とする。

② 水源地機能の保全

計画地内には水道水源地があるため、その機能が損なわれないよう保全する。

③ 自然生態系への配慮

太陽光パネルの設置範囲は最小限とし、樹木の伐採を極力抑えた計画とする。造成等は極力行わず、現況の地形や水路を保全する。重要な動物・植物種の確認情報が計画地及びその周辺にあるため、これらの生息・生育環境の保全にできる限り努める。

④ 周辺景観との調和

周辺の自然との調和に配慮した景観を目指す。

⑤ 反射光の抑制

太陽光パネルは反射光を抑える素材を選定する。

(2) リサイクルの推進

事業者が属する株式会社永輝商事グループは、創業以来一貫してリサイクル事業に従事し、環境負荷の軽減に貢献してきた。これまでグループ内で蓄積したノウハウを活かし、本事業を通じて以下のリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努める。

① 事業終了後の太陽光パネルのリユース・リペア (再利用・補修)

太陽光パネルは本事業終了後にその性能が多少落ちることは予想されるものの、発電をしないわけではない。事業者の属するグループではすでに使用済み太陽光パネルを引き取り、必要であればリペア(補修)を行ったうえで途上国の無電化地域等への供給を通じたリユース(再利用)を推進し、廃棄物の削減に貢献している。

本事業においても同様に、事業期間終了後太陽光パネルを廃棄せず、リユースすることで環境負荷の低減に努める。

② その他建設資材のリサイクル

メガソーラー発電所で利用される、架台・ケーブル・パワーコンディショナといった資材はマテリアルごとに分類し、リサイクルを行う。

③ 伐採した樹木の再利用

造成時に伐採した樹木は、原則として計画地内でチップ化し、計画地内の太陽光パネルの設置想定範囲等に敷き均して再利用を行う。

なお、木くずチップの使用にあたっては、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」(平成20年、長野県条例第16号)の「木くずチップの使用に関する基準」に基づき、敷き均し厚は原則として10cm以下とし、飛散又は流出を防止するための措置を講ずるものとする。

(3) 地域との合意形成

事業計画や環境保全措置の内容等について、地域住民に十分な説明を行うとともに、 地元住民の意見を尊重し、合意内容は確実に履行する。

5.2 事業実施想定区域

本事業では、計画地約130haの範囲内で、事業実施想定区域約80~90haの太陽光発電所を設置する計画である^{注)}。計画地は図1.5-1及び図1.5-2に示すとおり、長野県佐久市香坂字下岩合415他に位置している。

計画地は、佐久市北東部の山間地域に位置し、上信越自動車道の佐久ICから東南東に約6km、佐久市役所から東北東に約7kmに位置しており、北側は御代田町との行政界となっている。また、計画地内南東側には、軽井沢町方面へ向かう佐久市道が通っており、計画地内北西側及び南側には水道水源(東地水源:湧水及び深井戸)が位置している。

計画地周辺では、計画地の南側を上信越自動車道並びに一般県道138号香坂中込線が通っており、県道沿いには東地地区の民家等が位置している。

また、計画地の南側には信濃川水系である香坂川が西流しており、その下流には農地防災ダムとして香坂ダムが位置している。

なお、計画地での事業実施にあたっては、平成25年2月から計画地を保有する地権者と土地の購入等に関する協議を進めており、平成28年10月時点で概ねの地権者から同意を得ている状況である。それと並行して、平成28年7月、9月には計画地の南西側にある東地地区を対象に、事業概要等に関する住民説明会を行い、地域住民の意向を把握するなど、計画地での事業実施に向けて準備を進めてきたところである。

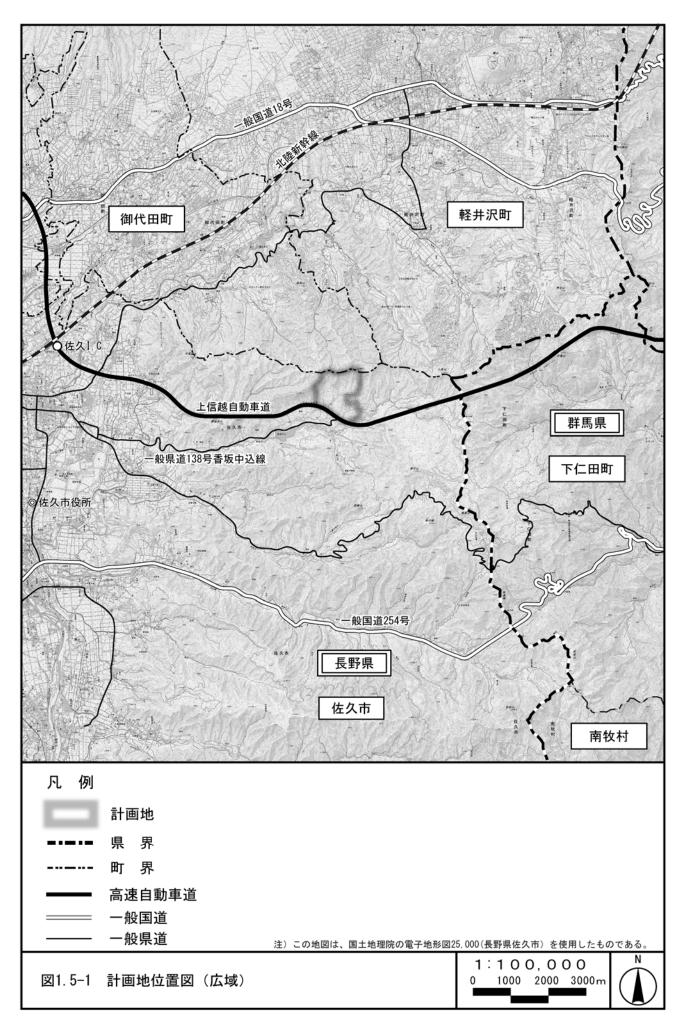
5.3 事業の規模

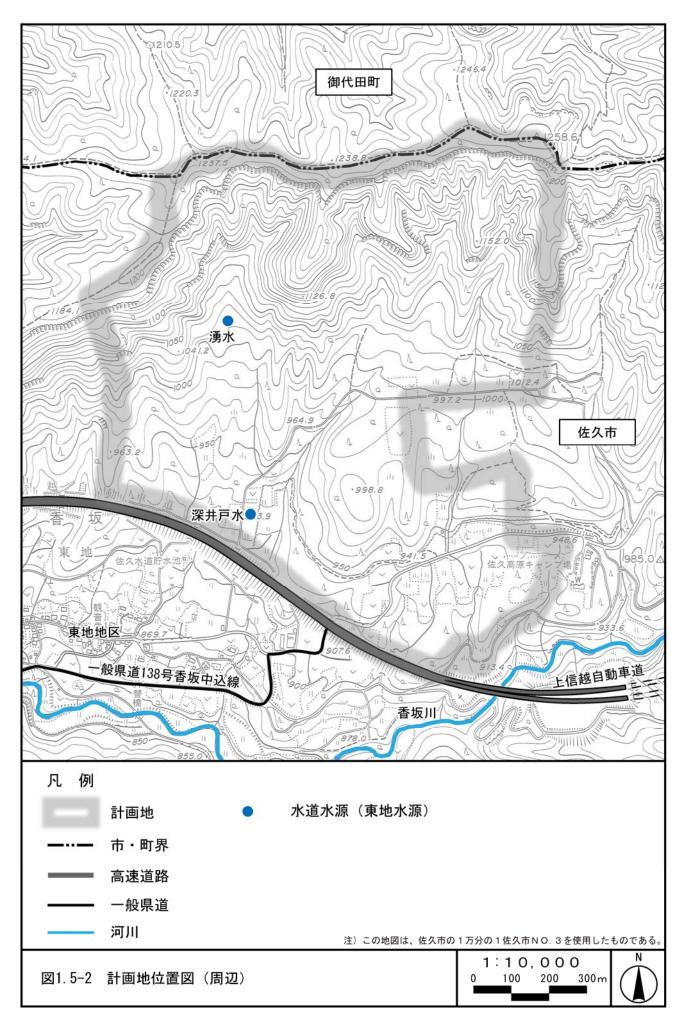
計画地は約130haの区域で、現況の土地利用は主に山林となっている(図1.5-2参照)。本事業の発電容量は約30MWであり、発電した電力は電力会社(中部電力株式会社を予定)に販売する予定である。電力会社への送電線の接続は、計画地から約12km地点にある電力会社の鉄塔まで送電線(地下埋設)により行う予定である。

なお、計画地の区域、面積、発電容量等は、今後事業の進捗に伴い変更となる可能 性がある。

_

注)計画段階環境配慮書の段階では、計画地約130haの範囲内で、事業実施想定区域約80~90haの太陽光発電所を設置する複数案を検討し、各案における計画段階環境配慮事項の検討を行うこととする(複数案の設置の考え方は表1.5-2(p.9)参照)。





5.4 実施予定期間

本事業の実施予定期間は、表1.5-1に示すとおりである。

環境影響評価手続及び林地開発許可手続を平成28年度から平成31年度にかけて行 う予定であり、それらの手続が終了した後、造成工事、電気工事等を約2年間行う予 定である。

その後、発電を開始する予定であり、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を活用し、20年間にわたり発電した電力を電力会社(中部電力株式会社を予定)に販売する予定である。

また、制度活用終了後も発電事業は継続し、発電した電気はいずれかの電力会社に 販売する予定である。発電事業終了後は、太陽光パネル等を撤去した後、地域性樹種 を用いて植林し、山林に戻す予定である。

なお、本事業の実施予定期間は、今後事業の進捗に伴い変更となる可能性がある。

平成 平成 平成 平成 平成 平成 項目 28年度 30年度 29年度 31年度 32年度 33年度 環境影響評価手続 林地開発許可手続 造成工事、電気工事等 運用開始

表1.5-1 本事業の実施予定期間

5.5 事業計画の概要

(1) 複数案について

「長野県環境影響評価技術指針」(平成28年1月改正、長野県告示第18号)では、計画段階配慮事業に係る位置・規模又は工作物の構造・配置に関する適切な複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすることとしている。また、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成28年10月、長野県)では、位置等に関する複数案にあたっては、当該事業に代わる事業の実施により、当該事業の目的が達成されるなど、当該事業を実施しないこととする案(ゼロ・オプション)を含めるよう努めるものとし、当該案を複数案に含めない場合は理由を明らかにすることとしている。

ここで、計画地での事業実施にあたっては、先述したとおり、平成25年2月から計画地を保有する地権者と土地の購入等に関する協議を進めており、平成28年10月時点で概ねの地権者から同意を得ている状況である。それと並行して、平成28年7月、9月には計画地の南西側にある東地地区を対象に、事業概要等に関する住民説明会を行い、地域住民の意向を把握するなど、計画地での事業実施に向けて準備を進めてきたところである。

このような背景から、本事業では、事業を実施しない案は設定せず、図1.5-1及び 図1.5-2に示した位置・規模で本事業を実施することを前提条件とし、計画地内にお ける配置・構造に関する複数案を設定することとする。

(2) 複数案の概要

計画地は、佐久市北東部の山間地域に位置する、自然豊かな地域であり、重要な動 物・植物種の確認情報もあることから、自然環境に十分配慮した計画策定が求められ る。

そのため、「計画段階環境配慮書」(以下「配慮書」という。)の段階における環 境配慮方針を検討するにあたっては、太陽光パネルを設置する範囲(造成する範囲) が重要なことから、太陽光パネルの配置に違いを持たせた複数案を設定する。

太陽光パネルを設置する範囲は、所要の発電容量(約30MW)の確保や事業費等の事 業性のほか、今後の環境影響評価及び当該結果等に基づく環境への影響の低減等の措 置の検討を行う上で適切な対応ができるよう、関連法令の制約の範囲の中で、所要の 規模の確保が可能となるよう設定する。

複数案の設定の考え方は、表1.5-2に示すとおりである。

表1.5-2 複数案の設定の考え方

各複数案 に共通す る基本方 針

- ・発電容量約 30MW を有する太陽光パネルの設置や調整池等を想定した用地とし て、計画地約130ha (図の計画地範囲) の範囲内において、敷地面積約80~90ha を確保する。
- ・緩傾斜の斜面に太陽光パネルを配置することし、施工性、安全性等の観点から 傾斜30度以上の斜面には太陽光パネルを設置しない。
- ・計画地内北西側及び南側に位置する水道水源(東地水源:湧水及び深井戸)の 機能を保全する。
- ・「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」(平成28年4月、長野県)に基づ き、森林率 25%以上を確保する。

複数案の 設定方針

太陽光パネルの配置に違いを持たせて、複数案を設定する。

各複数案

の考え方

計画地 ※…… の南側が

敷地想定範囲 (うち、白地 は残置森林等 想定範囲)

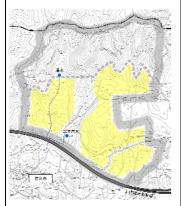
太陽光パネル 設置想定範囲

水道水源 (東地水源)

集水管路 (埋設)

【A案】

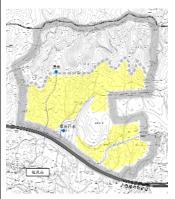
計画地内の主な沢の東西 に太陽光パネル等を配置 する。



敷地想定範囲:約80ha 残置森林等想定範囲:約30ha 太陽光パネル設置想定範囲:約50ha

【B案】

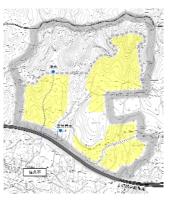
A案に対し、計画地南東 側の山地形を残し、計画 地内の南北に太陽光パネ ル等を配置する。



敷地想定範囲:約80ha 残置森林等想定範囲:約30ha 太陽光パネル設置想定範囲:約50ha

【C案】

A案に対し、計画地南東 側の山地形を残し、北側 斜面地を広く使い太陽光 パネル等を配置する。



敷地想定範囲:約90ha 残置森林等想定範囲:約 40ha 太陽光パネル設置想定範囲:約50ha

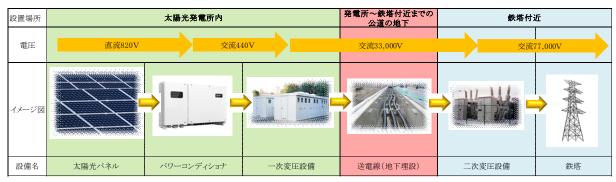
(3) 主要施設等の概要

① 主要施設の仕様及び接続

主要施設の仕様は表1.5-3に、その接続イメージは表1.5-4に示すとおりである。 太陽光パネルで発電された直流の電気は、パワーコンディショナで交流に変換する。 交流に変換した電力は、パワーコンディショナ付近に設置する一次変圧設備によって 昇圧した後、計画地から約12km地点にある電力会社の鉄塔付近まで送電線(地下埋設) で送電する。送電した電力は、鉄塔付近に設置する第二変圧設備によって更に昇圧した後、鉄塔上の電力会社の送電線に接続する。

表1.5-3 主要施設の仕様





② 主要施設の概要

ア 太陽光パネル及びその架台

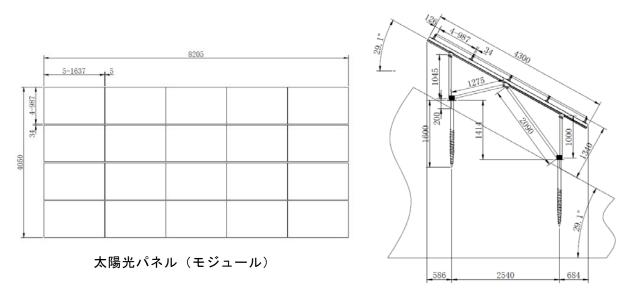
太陽光パネルは、太陽光のエネルギーを受けて電気エネルギーを生み出す装置であり、直流電力を生み出す。

複数の太陽光パネルは、図1.5-3に示すとおり、架台によって固定・支持を行う。 架台は、地形によってパネルの傾斜角度が変わるよう設計する。

架台の杭は、約1.5mの貫入深さを基準として地盤調査の結果を考慮して設計する。 架台の設置にあたっては、地表面に木くずチップ(計画地内で伐採した樹木等を チップ化したもの)を敷き均すこととし、太陽電池アレイ用支持物設計基準(JIS C 8955)を満たすものとする。

なお、木くずチップの使用にあたっては、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」の「木くずチップの使用に関する基準」に基づき、敷き均し厚は原則として10cm以下とし、飛散又は流出を防止するための措置を講ずるものとする。

設置イメージは写真1.5-1に示すとおりである。



単位:mm

図1.5-3 太陽光パネル平面図及び架台断面図 (例)



写真1.5-1 太陽光パネル設置状況 (イメージ)

イ パワーコンディショナ及び一次変電設備

パワーコンディショナは、太陽光パネルで作られる直流の電気を交流に変換する機能を担う。また、太陽光発電は天候により不安定になるため、出力の制御機能も担う。 パワーコンディショナは、計画地内各所に900台設置する予定である。

パワーコンディショナには、出力電圧を33,000Vに昇圧する一次変圧設備を併設する。一次変圧設備は、計画地内 1 箇所に30台をひとまとめに設置する予定である。

設置イメージは写真1.5-2に示すとおりである。





パワーコンディショナ

一次変電設備

写真1.5-2 パワーコンディショナ及び一次変圧設備 (イメージ)

ウ 二次変電設備

二次変電設備は、太陽光発電所から送電された電力の電圧を鉄塔につながれる電圧と同じ電圧に昇圧するための施設である。二次変圧は、33,000 V から77,000 V に昇圧する。二次変電設備は、計画地から約12km地点にある電力会社の鉄塔付近に設置する予定である。

設置イメージは、写真1.5-3に示すとおりである。



写真1.5-3 二次変電設備 (イメージ)

③ 緑化計画

造成によって盛土法面が発生する場合には、地域の生態系に配慮して緑化を行う計画である。

④ 防災計画

森林の伐採や造成に伴い、計画地内の排水量の増加が見込まれることから、各流域の下流側には調整池を設置し、排水量を調整して計画地外に排水する計画である。調整池については、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」に基づき、年1回以上の草刈り、堤体の点検や手入れを行うなど、適切な維持管理を行う。

また、工事中は仮設沈砂池を設け、計画地外への土砂流出を抑制する計画である。 仮設沈砂池については、定期的に排水の水質を確認し、浚渫や増設等の適切な維持管 理を行う。

(4) 発電事業の運営主体、運営計画の概要

発電事業の運営主体は「株式会社そら'w」である。

発電施設の維持管理は、グループ会社にて定期点検や遠隔監視等を行い、不具合等が生じた場合は要因を特定した後、適宜修繕を行う計画である。このため、発電所敷地内に、維持管理者が常駐するような管理施設は設けない計画である。また、発電所敷地内は定期的に除草を行う計画であるが、除草に際して農薬・除草剤等は使用しない計画である。

パワーコンディショナ等、交換時期に到達した設備は、随時交換を行う計画であり、また、発電事業終了後は、太陽光パネル等全ての設備を撤去する計画で、交換後又は、撤去後に発生する、太陽光パネルを始めとする全ての部材は、グループ会社が展開するリサイクル事業として様々な形で再生する計画である。

(5) 工事計画の概要

造成工事に先立ち、仮設沈砂池等の防災工事を行った後、仮設道路を取り付け、樹木の伐採や造成工事を進め、造成が終了した範囲から適宜、太陽光パネルの設置工事等を行う。工事期間は約2年間を予定している。

工事は原則として月曜日から土曜日に行い、日曜日、正月及び盆は休みとする。また、工事時間は原則として8時から18時まで行う。

第2章	計画段階配慮事項並びに調査、	予測及び評価の手法の選定

第2章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1 計画段階配慮事項の選定

対象事業に係る計画段階配慮事項は、「長野県環境影響評価技術指針」(平成28年1月改正、長野県告示第18号)の[様式]環境要因―環境要素関連表を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、重大な影響を受けるおそれのある環境要素として、存在・供用による水象、地形・地質、植物、動物、生態系、景観の6項目を選定した。

なお、本配慮書においては、工事中の影響を検討するための工事計画等まで決まるような熟度にないこと、これまでの環境影響評価等の実績を踏まえ方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから、工事の実施による影響は対象としないこととした。また、供用終了後の影響(太陽光パネル等の撤去・廃棄及びその後の緑化による影響)についても、工事中と同様の理由により、対象としないこととした。しかしながら、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいては、工事中等の影響を含めて環境影響評価を行うかどうか検討し、選定する場合は適切に調査、予測及び評価を実施するものとする。

計画段階配慮事項の選定結果は表2.1-1に、その選定理由は表2.1-2(1) \sim (4) に示すとおりである。

計画段階配慮事項の選定結果 表 2. 1-1

	nh تذ		I	<u> </u>	<u> </u>						I -	1	1			_
の ※	風 第 光 第									-						
その他 職類要	電波隨害											1				
<i>№ 11</i>	口照图制															
	温室効果ガス等				Ι					1	1					-
業等	残土等の副産物						-								-	
解卷	廃棄物						Ι								-	
	文化財			1	1	1	Ι									
	触れ合い活動の場		1	-	- 1	1										-1
景観	主要な景観			1	_		1	0	0	0	0					-1
mlec	景観資源及び構成要素		L	1	1	_	1	0	0	0	0		_			1
	生態系		_	-	_	1	_	0	0	0	0		_			-
動物	動物相注目すべき種及び個体群		_	_	_	1		0	0	0	0					1
	医全機能等 电条卡			_	_	1	-	0	0	0	0					1
-	注目すべき個体、集団、種及び群落的されます。			_	_	1	_	0	0	0	0					1
[柳	十八		Н	1		Ī	-	0)	0	0					1
型 —	種 చ		Т	1	1	1	1	0	0	0	0					1
	海 参 在			1	1	1	1	0	0	0	0					1
Share .	注目すべき地形・地質													П		
・地質	土地の安定性		Π	1	Ι		1	0	0	0	0			П		-1
第	型 質			1			_	0	0		0					Г
型 -	岩炭			Ι			_	0	0		0					
	地盤沈下															
出 孫 孫	その他必要な項目															
土汚	環境基準が設定されている項目及び物質	Ľ,		1											1	
	利水及び水面利用等							0	0	0	0					L
条																
-	對下 长			1	1	-		0	0	0	0					1
-	河川及び瀬沼		┡	1	-		H	0	0	0	0	_			_	-
-	运 想下水質		┢				H	_					_		_	┝
缸	长生生物 道學			_		-1										-
×	その他必要な項目 ガカカを					'										H
-	環境基準が設定されている項目及び物質する化型を対する	r'		-		-1										┢
	悪臭	_		Ė			Н							Н		Т
	低周汝市											- 1		Н		
	被虧		Ι	1		-1	_					1				
	福 年		Ι	1	Ι	Ι	Ι					1				
13-mar	その他必要な項目															
大気質	夢わら		1	-		-	_									
7	環境基準が設定されている物質		1	-		-1	Τ									
	(4 区 余)	/										夣				
	操機機器	(具体的な要因)	工事用車両の走行			堀(管渠、防災調整池等)				太陽光パネルの存在等		パワーコンディショナー等の稼働	管理施設等からの排水	除草剤等の使用		
	影響獎因	区分	運搬(機材・資材・廃材等)	土地造成(切土・盛土)	樹木の伐採	掘削 床堀	廃材・残士等の発生・処理	加形 改変	樹木伐採後の状態	工作物の存在 太	蒙	騒音・振動等の発生	排水処理	農薬の使用	## 大陽光パネル等の撤去・廃棄	警 太陽光パネル等の撤去・廃棄後の緑化
				H	影響	ii 4 vo			存化	H •	聚 鶼	i 원년	よる		多道· 多个 彩 日 由	供用終」後の影響

[凡例]

○ :選定する(重大な影響を受けるおそれのあるもの)
 - :配慮書段階では選定しない(方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから、配慮書段階では選定しない。しかしながら、方法書以降の手総さにおいて選定の有無を検討し、選定する場合は適切に調査、予測及び評価を実施するものとする。)
 無記入:選定しない(影響要因が想定されないもの)

※グレーは、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成28年10月、長野県環境部)の記載例その2 影響要因一環境要素関連委 太陽光発電所 (森林地域への立地を想定した場合)の例において、選定されている影響要因と環境要素の組み合わせである。

表2.1-2(1) 計画段階配慮事項の選定理由

	環境要素	選定 結果	理由
	環境基準が設定され ている物質	×	存在・供用時には、大気汚染物質を発生させる施 設等の設置はないことから、重大な影響を及ぼすお それはないと考える。
大気質	粉じん	×	存在・供用時には、粉じんを発生させる施設等の 設置はないことから、重大な影響を及ぼすおそれは ないと考える。
	その他必要な項目	×	存在・供用時には、上記以外の大気汚染物質等を 発生させる施設等の設置はなく、維持管理等に農 薬・除草剤等も使用しない計画であることから、重 大な影響を及ぼすおそれはないと考える。
騒音		_	存在・供用時には、パワーコンディショナの稼動による騒音・振動・低周波音の発生が考えられるが、計画地から最も近い民家等まで上信越自動車道を
振動		_	挟んで約 100m以上離れていることから、重大な影響を及ぼすおそれはないと考える。 なお、方法書以降の手続きにおいては、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全
低周波音		_	措置を検討し、できる限り環境影響の低減に努める こととする。
悪臭		×	存在・供用時には、悪臭を発生させる施設等の設置はないことから、重大な影響を及ぼすおそれはないと考える。
	環境基準が設定され ている項目及び物質	×	存在・供用時には、水質汚濁物質を発生させる施設等の設置はないことから、重大な影響を及ぼすおそれはないと考える。
	その他必要な項目	×	存在・供用時には、水質汚濁物質を発生させる施設等の設置はなく、維持管理等に農薬・除草剤等も
水質	水生生物	×	使用しない計画であることから、重大な影響を及ぼ すおそれはないと考える。
	底 質	×	存在・供用時には、維持管理等に農薬・除草剤等 を使用しない計画であることから、重大な影響を及
	地下水質	×	を使用しない計画であることから、里人な影響を及 ぼすおそれはないと考える。

注) 〇:選定する

-:影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない

表2.1-2(2) 計画段階配慮事項の選定理由

	環境要素	選定 結果	理由
	河川及び湖沼	0	存在・供用時には、地形改変、樹木伐採等が行われた状態になることから、表流水の挙動に影響を及ぼすおそれがある。
	地下水	0	存在・供用時には、地形改変、樹木伐採等が行われた状態になることから、地下水の挙動に影響を及ぼすおそれがある。
水象	温泉	×	存在・供用時には、地下水の揚水は行わないこと、 計画地及びその周辺に温泉はないことから、重大な 影響を及ぼすおそれはないと考える。
	利水及び水面利用等	0	計画地内には水道水源(東地水源:湧水及び深井戸)がある。存在・供用時には、地形改変、樹木伐採等が行われた状態になることから、水道水源に影響を及ぼすおそれがある。
土壤汚染	環境基準が設定され ている項目及び物質	×	存在・供用時には、維持管理等に農薬・除草剤等 を使用しない計画であることから、重大な影響を及
	その他必要な項目	×	ぼすおそれはないと考える。
地盤沈下		×	存在・供用時には、事業の内容から、地盤沈下を 引き起こすような重大な影響を及ぼすおそれはな いと考える。
	地形	0	計画地及びその周辺は、山麓地や小起伏山地といった地形であり、計画地内には土砂災害特別警戒
	地質	0	区域(土石流)等も存在する。存在・供用時には、
地形•地質	土地の安定性	0	地形改変、樹木伐採等が行われた状態になることから、地形・地質、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがある。
	注目すべき地形・地 質	×	計画地内には、既存資料における注目すべき地形・地質は記載されていない。
	植物相	0	計画地及びその周辺は、森林とその林床、一部に
	植生	0	見られる草地等によって構成されており、既存資料
	土壤	0	より、注目すべき植物も確認されている。存在・供
植物	注目すべき個体、集 団、種及び群落	0	用時には、地形改変、樹木伐採が行われた状態になり、工作物(太陽光パネル等)の設置、緑化等を行
	保全機能等	0	うことから、植物相、植生、土壌、注目すべき個体 等、地下水涵養等の保全機能等に影響を及ぼすおそ れがある。

注) 〇:選定する

-:影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない

表2.1-2(3) 計画段階配慮事項の選定理由

	環境要素	選定 結果	理由
	動物相	0	計画地及びその周辺では、既存資料より、哺乳類、 鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類等の多様な動物相が 確認されており、注目すべき動物も確認されてい
動物	注目すべき種及び個 体群	0	る。存在・供用時には、地形改変、樹木伐採が行われた状態になり、工作物(太陽光パネル等)の設置、緑化等を行うことから、動物相、注目すべき種等に影響を及ぼすおそれがある。
生態系		0	計画地及びその周辺は、森林とその林床、一部に 見られる草地等によって構成され、多様な動物相も 確認されており、こうした環境に応じた生態系が構 成されている。存在・供用時には、地形改変、樹木 伐採が行われた状態になり、工作物(太陽光パネル 等)の設置、緑化等を行うことから、生態系に影響 を及ぼすおそれがある。
景観	景観資源及び構成要 素	0	計画地及びその周辺は、森林景観が広がっている。存在・供用時には、地形改変、樹木伐採が行われた状態になり、工作物(太陽光パネル等)の設置、
	主要な景観	0	緑化等を行うことから、景観資源及び構成要素、主要な景観に影響を及ぼすおそれがある。
触れ合い活	動の場	×	計画地内には、既存資料による触れ合い活動の場は存在しない。
文化財		×	計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が分布しているが、存在・供用時には、文化財に影響を及ぼす要因はない。 なお、埋蔵文化財の保護等については、工事に際して関係機関と協議し、適切な措置を講じるものとする。
	廃棄物	X	存在・供用時には、廃棄物、残土等の副産物が発
廃棄物等	残土等の副産物	×	生する要因はないことから、重大な影響を及ぼすお それはないと考える。
温室効果ガス等		_	存在・供用時には、工作物の存在(太陽光パネルによる発電)による温室効果ガスの削減効果や緑化による温室効果ガスの吸収効果が見込めるが、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を実施することとする。

注) 〇:選定する

-:影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない

表2.1-2(4) 計画段階配慮事項の選定理由

	環境要素	選定 結果	理由
	日照阻害	×	本事業では、樹木の伐採後に造成を行い、南側斜面に太陽光パネルを設置する計画であるが、造成等は極力行わず、現況の地形を活かしながら高さ2m程度の太陽光パネル等を設置する計画である。この
電波障害 その他の 環境要素	×	ため、存在・供用時には、地形改変や工作物(太陽 光パネル等)の存在により、日照阻害、電波障害、 風害を引き起こすような重大な影響を及ぼすおそ れはないと考える。	
	風害	×	なお、電波障害については、パワーコンディショナの稼働による影響も指摘されているため、必要に応じて、方法書以降の手続きにおいて、類似事例を 参考にその影響について検討する。
	光	_	存在・供用時には、工作物(太陽光パネル)の存在により光害(反射光)が発生する可能性があるが、反射光を抑える素材を選定するなど、適切な配慮を行うことから、重大な影響を及ぼすおそれはないと考える。 なお、方法書以降の手続きにおいては、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討し、できる限り環境影響の低減に努めることとする。

注)○:選定する

-:影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない

2 調査、予測及び評価の手法の選定

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法は、「長野県環境影響評価技術指針」を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、表2.2-1(1)~(2)に示すとおりとした。

表2.2-1(1) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

霄	境要素	調査の手法	予測の手法	評価の手法
垛	党 女常	.,		
	河川及び湖沼	【調査項目】 ・水象の状況 ・水域の利用状況 ・地象の状況 ・気象の状況 ・土地利用の状況 ・ (又は植生の状況)	【予測手法】 調査結果に複数案 の影響要因を考慮す る方法により河川及 び湖沼、地下水、利 水及び水面利用等の 変化の程度を予測す	【評価手法】 複数案を比較することに対する影響の向(ミティケーション)の 観点、②環境保全の ための目標等との
水象	地下水	・法令による指定及・法令による指定及び規制等の状況・水象の変化により影響を受けるおそれのある関連環境要素の状況・その他	る。 【手法の選定理由】 配置に違いを持た せた複数案による影響の程度を適切に予 測できるため。	整合の見ない。 整者の見る。 【手法との選定理由】 配置を変素を では、数ででは、数では、ののでは、数では、数では、数では、数では、数では、数では、ないに、のでは、ないに、のでは、ないに、のでは、ないに、のでは、ないに、のでは、ないに、のでは、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに
	利水及び水面 利用等	【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】 計画地及びその周 辺の情報を把握でき るため。		め。
	地形	【調査項目】 ・地象の状況 ・土地利用の状況 ・法令による指定及	【予測手法】 調査結果に複数案 の影響要因を考慮す る方法により地形、	【評価手法】 複数案を比較す ることにより、①環 境に対する影響緩
地形·地質	地質	び規制等の状況 ・その他 【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】	地質、土地の安定性 の変化の程度を予測 する。 【手法の選定理由】 配置に違いを持た	和(ミティゲーション)の 観点、②環境保全の ための目標等との 整合の観点から事 業者の見解を示す
	土地の安定性	計画地及びその周辺の情報を把握できるため。	せた複数案による影響の程度を適切に予 測できるため。	方法とする。 【手法の選定理由】 配置に違いを持 たせた複数案を適 切に評価できるた め。

表2.2-1(2) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

7畳	衣 Z. Z⁻I (Z 倍 悪 表) 計画段階配慮事項(調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境要素		調査の手伝	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【評価手法】
	植物相	【調宜頃日】 ・植物相の概要	【ア側手伝】 調査結果に複数案	【評価手伝】 複数案を比較す
		・植生の概要	の影響要因を考慮す	ることにより、①環
		・注目すべき植物の	る方法により植物	境に関する影響緩
	植生	概要	相、植生、土壌、注	和(ミティゲーション)の
		・植物からみた計画	目すべき個体等、保	観点、②環境保全の
植物	J. k 态	地の位置付け	全機能等の変化の程	ための目標等との
16 487	土壌	• 関連事項	度を予測する。	整合の観点から事
	20. H 1. a & /H	【調査手法】	【手法の選定理由】	業者の見解を示す
	注目すべき個	・既存文献等の整理	配置に違いを持た	方法とする。
	体、集団、種 及び群落	【手法の選定理由】	せた複数案による影響の程度を	【手法の選定理由】
	及び群洛	計画地及びその周辺の情報を把握でき	響の程度を適切に予 測できるため。	配置に違いを持 たせた複数案を適
	保全機能等	るため。	例にさるため。	切に評価できるた
		【調査項目】	【予測手法】	め。
		動物相の概要	調査結果に複数案	000
		注目すべき動物の	の影響要因を考慮す	
	動物相	概要	る方法により動物	
		・動物からみた計画	相、注目すべき種及	
		地の位置付け	び個体群の変化の程	
動物		・関連事項	度を予測する。	
		【調査手法】	【手法の選定理由】	
	注目中ごを括	・既存文献等の整理	配置に違いを持た	
	注目すべき種 及び個体群	【手法の選定理由】	せた複数案による影響の程度を	
	汉 O I III PAF	計画地及びその周	響の程度を適切に予	
		辺の情報を把握でき るため。	測できるため。	
		【調査項目】		【評価手法】
		・自然環境の総合的	調査結果に複数案	複数案を比較す
		な状況	の影響要因を考慮す	ることにより、①環
		・気象、水象、地象	る方法により生態系	境に関する影響緩
		の状況	の構造と相互関係の	和(ミティゲーション)の
		・動植物の状況	変化の程度を予測す	観点、②環境保全の
生態系		・法令による指定及	る。	ための目標等との
工能水		び規制等の状況	【手法の選定理由】	整合の観点から事
		【調査手法】	配置に違いを持た	業者の見解を示す
		・既存文献等の整理	せた複数案による影響の程序を	方法とする。
		【手法の選定理由】 計画地及びその周	響の程度を適切に予	【手法の選定理由】
		計画地及いての周 辺の情報を把握でき	測できるため。	配置に違いを持 たせた複数案を適
		るため。		切に評価できるた
		【調査項目】	【予測手法】	め。
		- 景観の状況	調査結果に複数案	
	景観資源及び 構成要素	・水象、地象、植生、	の影響要因を考慮す	
景観		土地利用等の状況	る方法により眺望景	
	1時以女常	・人口、交通の状況	観の変化の程度を予	
		・法令による指定及	測する。	
		び規制等の状況	【手法の選定理由】	
		・その他	配置に違いを持た	
	主要な景観	【調査手法】	せた複数案による影響の程度を	
		・既存文献等の整理 【手法の選定理由】	響の程度を適切に予 測できるため。	
	上女は尽既	計画地及びその周	例にさるため。	
		辺の情報を把握でき		
		るため。		
L	1	-	I .	l .



第3章 予測及び評価

1 水 象

(1) 予測結果

A案からC案それぞれの影響を予測した結果は、表3.1-1に示すとおりである。

本事業では、計画地内における土地の造成工事、植物の伐採等による流出特性の変化があり、計画地内から香坂川に流れ込む沢の水量には影響が生じるが、計画地から流出する水量は、香坂川流域全体からみれば一部に過ぎないことから、香坂川及び香坂ダムの流量及び水位等への影響は小さいと予測する。

また、計画地内に水道水源となっている湧水地及び深井戸が存在するが、湧水の水源涵養域は改変されないこと、深井戸の水源涵養域のうち計画地の占める割合は小さいと考えられることから、影響は小さいと予測する。また、計画地内の南東部の通称「香坂の湧水」は、取水する層が浅い場合は影響を受ける可能性があるが、計画地南東部の山体を残置する案では、影響は小さいと予測する。

これらの影響予測結果を踏まえ、水象に関しては、表3.1-2に示す環境保全措置を 検討した。ただし、配慮書では重大な影響の回避・低減について検討することを目 的としているため、ここでは代償措置については検討の対象外とした。

表3.1-1 本事業による水象への影響予測結果

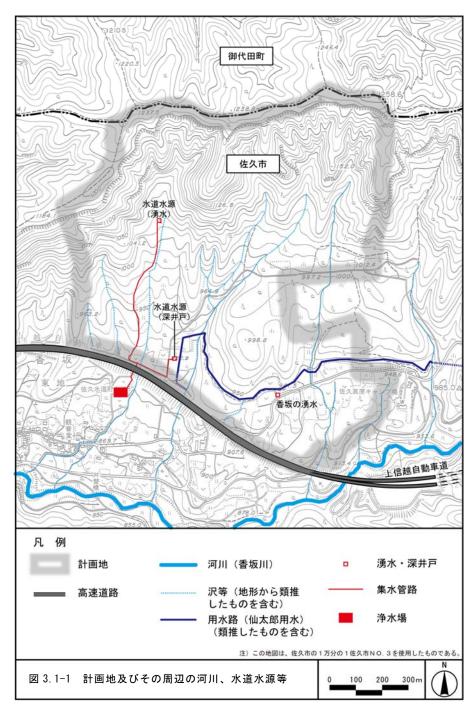
	A 案	B 案	C 案		
河川及び	計画地内中央の沢、その他	計画地内南東部の山体は	造成工事、森林伐採等によ		
湖沼	の沢は残置されるが、計画	残置されるが、造成工事に	り流出特性が変化し、計画		
	地内南東部の山体を含め、	より計画地内中央の沢や	地内から香坂川に流れ込		
	沢の流域の土地が改変さ	水田が改変される。また、	む沢の水量には影響が生		
	れ、森林伐採等による流出	残りの沢についても流域	じるが、計画地内中央の沢		
	特性の変化があることか	の森林伐採等による流出	や計画地内南東部の山体		
	ら、計画地内から香坂川に	特性の変化があり、沢の水	は残置されるため、A案、		
	流れ込む沢の水量への影	量への影響は生じる。	B案と比べ影響は小さい。		
	響は生じる。	一方、計画地から流出する	一方、計画地から流出する		
	一方、計画地から流出する	水量は、香坂川流域全体か	水量は、香坂川流域全体か		
	水量は、香坂川流域全体か	らみれば一部に過ぎない	らみれば一部に過ぎない		
	らみれば一部に過ぎない	ことから、香坂川及び香坂	ことから、香坂川及び香坂		
	ことから、香坂川及び香坂	ダムの流量及び水位等へ	ダムの流量及び水位等へ		
	ダムの流量及び水位等へ	の影響は小さい。	の影響は小さい。		
	の影響は小さい。				
水道水源	水道水源となっている湧水	地の水源涵養域は改変されな	いことから影響は生じな		
(湧水)	い。				
水道水源	深井戸のため水源涵養範囲	は計画地を超えて広範囲に拡	ながると考えることから、影		
(深井戸)	響は小さい。				
その他	取水する層が浅い場合は 取水する層が浅い場合は上流側の伐採により水量等の				
(香坂の	上流側の伐採及び計画地 変化が生じる可能性があるが、計画地内南東部の山体				
湧水)	内南東部の山体の地形改	が残置されるためA案と比	べ影響は小さいと考える。		
	変により水量等の変化が				
	生じる可能性がある。				

注) 水道水源等の位置は図 3.1-1 参照。

表3.1-2 本事業における水象への環境保全措置

	環境保全措置の内容		適用事業案		
			B 案	C 案	
回	・(香坂の湧水の)取水層が判明した場合、水源涵養域の	0	0	0	
避	改変を避ける。				
	・(香坂の湧水の)取水層が判明した場合、水源涵養域の 改変や森林伐採を最小限に抑える。	0	0	\circ	
低	・沢の流域では、地形の改変を最小限にするとともに、沢の水位の変化に留意した排水計画を検討する。	0	0	0	
減	・沢の流域では、雨水の流出量の増大を抑制するため、太陽光パネルの周辺を緑化する。	0	0	0	
	・調整池を設置し、雨水の流出量を調整し、香坂川、香坂 ダムへの水位変化の影響を低減する。	0	0	0	

表中凡例) 〇: 採用が想定される、一: 当該保全措置の必要性が低いと考える



(2) 評価結果

調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえた評価結果は表3.1-3に示すとおりである。

なお、環境保全のための目標等は特に存在しないことから、「事業者として可能な 範囲で水象への影響を回避・低減する」ことを目標とした。

表3.1-3 本事業による水象への影響評価結果

計画案	A 案	B 案	C 案
評価結果	\triangle	\bigcirc	©
環境に対す	計画地内中央の沢、その	造成工事により計画地内	造成工事、森林伐採等に
る影響緩和	他の沢は残置されるが、	中央の沢や水田が改変さ	より流出特性が変化し、
(ミティ	計画地内南東部の山体を	れる。また、残りの沢に	計画地内から香坂川に流
ゲーショ	含め、沢の流域の土地が	ついても流域の森林伐採	れ込む沢の水量には影響
ン)の観点	改変され、森林伐採等に	等による流出特性の変化	が生じる。
	よる流出特性の変化があ	があり、計画地内から香	しかし、計画地内中央の
	ることから、計画地内か	坂川に流れ込む沢の水	沢や計画地内南東部の山
	ら香坂川に流れ込む沢の	量、香坂の湧水への影響	体は残置されることか
	水量、及び香坂の湧水へ	が生じる。	ら、A案、B案と比べ影
	の影響が生じる。	しかし、計画地内南東部	響は小さく、環境保全措
	環境保全措置の実施によ	の山体は残置されること	置の実施により、これら
	り、これらの影響は回	から、環境保全措置の実	の影響は概ね回避・低減
	避・低減されるが、影響	施により、これらの影響	できる。
	は一部残る可能性があ	は概ね低減できる。	
	る。		
環境保全の	環境保全措置を実施して	環境保全措置を実施する	環境保全措置を実施する
ための目標	も、水象への影響を回	ことで、事業者として可	ことで、事業者として可
等との整合	避・低減できず、影響は	能な範囲で水象への影響	能な範囲で水象への影響
の観点	一部残る可能性がある。	を回避・低減している。	を回避・低減している。

表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。

◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる

○:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる △:影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある

2 地形・地質

(1) 予測結果

A案からC案それぞれの影響を予測した結果は、表3.2-1に示すとおりである。

本事業では、地形の改変と森林伐採を予定していることから、地形・地質に関しては、いずれの案についても影響が生じると考えるが、特にA案では計画地南東部の山体を改変することから、土地の安定性等への影響が生じると予測する。

これらの影響予測結果を踏まえ、地形・地質に関しては、表3.2-2に示す環境保全措置を検討した。ただし、配慮書では重大な影響の回避・低減について検討することを目的としているため、ここでは代償措置については検討の対象外とした。

表3.2-1 本事業による地形・地質への影響予測結果

		A 案	B 案	C 案
		山麓面、侵食段丘面が改変	山麓面、侵食段丘面、中央	山地面の一部、山麓面、侵
地	形	される。南東部の山体を平	の沢、水田は改変される。	食段丘面は改変される。
715	ЛD	坦に改変する。(中央の沢、	(南東部の山体周辺は残	(南東部の山体周辺、中央
		水田は残置される。)	置される。)	の沢、水田は残置される。)
		香坂層上部、香坂層下部、	香坂層上部、崖錐及び小扇	B案と同様
地	質	崖錐及び少扇状地堆積物、	状地堆積物、段丘堆積物が	
		段丘堆積物が改変される。	改変される。	
土	壤	透水性の高い淡色黒ボク土地	襄、あるいは厚層腐植質黒ボ	ク土壌が改変される。
		森林伐採面積、地形の改変	A案に比べ森林伐採面積	森林伐採面積はA案と同
		量が大きく、また、土地の	が減少し、改変区域は緩斜	程度となり、改変区域に急
土地	也の	安定性に影響が生じる可	面に限られることから、土	斜面(ただし勾配30°未
安定	官性	能性がある。	地の安定性の変化は小さ	満)が含まれることから、
			い。	土地の安定性の変化がや
				や生じる。

表3.2-2 本事業における地形・地質への環境保全措置

	環境保全措置の内容		適用事業案		
		A 案	B 案	C 案	
回避	・土砂災害特別警戒区域(土石流)及び土砂災害警戒区域 (土石流)及びその周辺の改変を避ける。	0	0	0	
	・森林伐採量を最小限に抑える。	0	0	0	
低	・架台の高さ、パネル設置角度等の工夫により、地形改変 量が最小限になるよう計画する。	0	0	0	
減	・架台は、パイプ杭と置き基礎を併用し、地表面の改変が 最小限になる工法を採用する。	0	0	0	
	・調整池を設置し、土壌の保水機能、洪水調整機能への影響を低減する。	0	0	0	

表中凡例) 〇:採用が想定される、一:当該保全措置の必要性が低いと考える

(2) 評価結果

調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえた評価結果は表3.2-3に示すとおりである。

なお、環境保全のための目標等は特に存在しないことから、「事業者として可能な 範囲で地形・地質への影響を回避・低減する」ことを目標とした。

表3.2-3 本事業による地形・地質への影響評価結果

計画案	A 案	B 案	C 案
評価結果	\triangle	0	\bigcirc
環境に対す	中央の沢や水田は残置さ	A案と逆に、中央の沢や	A案、B案と比べ、一部
る影響緩和	れるが、計画地内南東部	水田は改変される	急斜面(ただし、勾配30°
(ミティ	の山体を改変するため、	しかし、計画地内南東部	未満)の改変が生じ、土
ゲーショ	森林伐採面積や地形の改	の山体を残置するため、	地の安定性への影響が生
ン)の観点	変量が大きく、土地の安	森林伐採面積や地形の改	じる可能性がある。
	定性への影響が生じる可	変量はA案と比べ減り、	しかし、中央の沢や水田
	能性がある。	土地の安定性への影響も	及び計画地内南東部の山
	環境保全措置の実施によ	小さくなることから、環	体が残置されることか
	り、土地の安定性への影	境保全措置の実施によ	ら、森林伐採面積や地形
	響は低減されると考える	り、土地の改変や安定性	の改変量はA案と比べ減
	が、土地の改変量が大き	への影響は概ね低減でき	り、環境保全措置の実施
	いため、影響は一部残る	る。	により、土地の改変や安
	可能性がある。		定性への影響は概ね低減
			できる。
環境保全の	環境保全措置を実施して	環境保全措置を実施する	環境保全措置を実施する
ための目標	も、地形・地質への影響	ことで、事業者として可	ことで、事業者として可
等との整合	を回避・低減できず、影	能な範囲で地形・地質へ	能な範囲で地形・地質へ
の観点	響は一部残る可能性があ	の影響を回避・低減して	の影響を回避・低減して
	る。	いる。	いる。

表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。

◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる

3 植物

(1) 予測結果

A案からC案それぞれの影響を予測した結果は、表3.3-1 (1) \sim (2)に示すとおりである。

本事業では、地形の改変と森林伐採を予定していることから、植物に関しては、 植物相、植生、土壌、注目すべき植物種並びに保全機能に対して、いずれの案につ いても影響が生じると予測する。

これらの影響予測結果を踏まえ、植物に関しては、表3.3-2に示す環境保全措置を 検討した。ただし、配慮書では重大な影響の回避・低減について検討することを目 的としているため、ここでは代償措置については検討の対象外とした。

表3.3-1(1) 本事業による植物への影響予測結果

	A 案	B 案	C 案
植物相	主に森林性の種や、耕作地	周辺の草地性の種について	個体数が減少するが、周辺
11旦 170 17日	にも類似環境が存在するた	め、地域の植物相への影響	は小さいと予測する。
拉	主にカラマツ植林やススキ	一群落等の代償植生の面積が	減少するが、周辺にも同質
植生	の植物群落が存在するため	、地域の植生へ影響は小さ	いと予測する。
	透水性の高い淡色黒ボク	透水性の高い淡色黒ボクニ	上壌、あるいは厚層腐植質
	土壌、あるいは厚層腐植	黒ボク土壌は改変されるな	バA案と比較して改変は小
土壌	質黒ボク土壌が大きく改	さくなる。	
	変される。		
	「長野県版レッドリスト	「長野県版レッドリスト	A案と同程度の影響と予
	植物編(2014)」で絶滅	植物編(2014)」で絶滅	測する。
	危惧IB類に該当するノ	危惧IB類に該当するノ	
	ウルシ、クロビイタヤ、	ウルシ、クロビイタヤ、	
注目すべき	コバノカモメヅル、同絶	コバノカモメヅル、同絶	
植物種及び	滅危惧Ⅱ類に該当するウ	滅危惧Ⅱ類に該当するウ	
群落	リカワなどの生育環境で	リカワなどの生育環境で	
(表4.3-5	ある、沢や水田などの	ある、沢や水田などの	
(2) 参照)	湿った環境が残置される	湿った環境の改変面積が	
	ため影響は小さいと予測	大きく、影響は比較的大	
	する。	きいと予測する。また、	
	· -	ミヤマウラジロ群落は消	
		失する。	
	山地部の樹林が残り、湧	山地部の樹林が残り、湧	一部山地部の樹林を伐採
	水の水源林を残すため、	水の水源林を残すため、	するため、水源涵養機能
	水源涵養機能や雪崩防止	水源涵養機能や雪崩防止	や雪崩防止機能がA案や
	機能は維持されると考え	機能は維持される。また、	B案と比べ低下すると予
	るが、山麓部の樹林地の	計画地南東部の山体を残	測する。計画地南東部の
	伐採面積が大きく、表土	置することから、表土保	山体を残置することか
/P (A + 46)	保全(侵食防止、崩壊防	全(侵食防止、崩壊防止)	ら、表土保全(侵食防止、
保全機能	止)機能、洪水調節機能、	機能、洪水調節機能、大	崩壊防止)機能、洪水調
	大気浄化機能、気象緩和	気浄化機能、気象緩和機	節機能、大気浄化機能、
	機能、遮音機能及び保健	能、遮音機能及び保健休	気象緩和機能、遮音機能
	休養機能等については低	養機能等についてもA案	及び保健休養機能等につ
	下すると予測する。	と比較して影響は小さく	いてもA案と比較して影
		なると予測する。	響は小さくなると予測す
			る。

表3.3-1(2) 本事業による植物への影響(計画地内の植生)

	A 案	B 案	C 案
自然植生	·		
10ヤマツツジ-アカマツ群落		\circ	0
24自然裸地	\circ	\circ	0
代償植生 (森林)			
13ミヤコザサ-ミズナラ群落	0	0	0
14クリ-コナラ群落	\wedge	Δ	\wedge
Bクリ-コナラ林	Δ		\triangle
Dオニグルミ-ヤマグワ林	×	X	X
15レンゲツツジ-アカマツ群落	\wedge	Δ	\wedge
Aアカマツ林	Δ		\triangle
16カラマツ植林	Δ	\triangle	\triangle
Eスギ植林	×	X	X
Gウラジロモミ植林	×	\bigcirc	\circ
代償植生 (草地その他)			
22ススキ群落	×	×	×
Fススキ群落	^	^	^
Jマント群落	Δ	X	Δ
27畑の雑草群落			
K耕作地	×	×	×
H放棄耕作地群落			
Iヨシ群落	Ō	X	O
28水田の雑草群落	Δ	X	Δ

注1)表中の植物群落の凡例番号は、「第3章 5 生態系」図3.5-1(植生図)の番号に対応している。

注2)影響の大きさ ※ () 内は判断の目安

○:改変されない又は、ほぼ改変されない

△:一部改変される(計画地内現況面積の半分未満程度が改変される)

×:大きく改変される(計画地内現況面積の半分以上が改変される)

表3.3-2 本事業における植物への環境保全措置

	理控促入世界の内容	-	適用事業案			
	環境保全措置の内容	A 案	B 案	C 案		
回避	・本地域において特に絶滅のおそれが高い植物種 ^{注1)} の個 体及び注目すべき植物群落が確認された場合、できる限 り生育地及び生育環境を改変区域から外し、影響を回避 する。	0	0	0		
灺	・岩石露頭や沢筋など特殊な環境を有し、代償が困難な自然裸地、ヤマツツジ-アカマツ群落、沢沿いの植生などは、できる限り改変区域から外し、影響を回避する。	0	0	0		
	・本地域において絶滅のおそれがある植物種の個体 ^{注2)} 及び注目すべき植物群落が確認された場合、できる限り生育地及び生育環境を改変区域から外し、影響を低減する。	0	0	0		
低減	・残置する森林は、十分な緩衝林帯(新規林縁から20m程 度の幅の林帯を想定)を持たせて残置し、林内環境等へ の影響を低減する。	0	0	0		
1/90,	・森林伐採量を最小限に抑え、植生の有する保全機能への 影響を低減する。	0	0	0		
	・造成面については、現況表土を保全し、埋土種子等を活用した播種工法を実施することで、地域の生物相に配慮した緑化を実施する。	0	0	0		

注 1) 本地域において特に絶滅のおそれが高い植物種とは、長野県版レッドリスト植物編(2014)及び環境省レッドリスト(2015)において、EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧 I A、EN: 絶滅危惧 I B、VU: 絶滅危惧 I に指定される種とする。

注 2) 本地域において絶滅のおそれがある植物種とは、長野県版レッドリスト植物編(2014)及び環境省レッドリスト(2015)において、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 留意種(長野県版レッドリストのみ)、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群に指定される種とする。

調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえた評価結果は表3. 3-3に示すとおりである。

なお、環境保全のための目標等は特に存在しないことから、「事業者として可能な 範囲で植物への影響を回避・低減する」ことを目標とした。

表3.3-3 本事業による植物への影響評価結果

計画案	A 案	B 案	C 案
評価結果	\triangle	\triangle	\triangle
環境に対す	中央の沢や水田のやや	A案と逆に、計画地内南	中央の沢や水田のやや
る影響緩和	湿った環境が残置される	東部の山体を残置するた	湿った環境及び計画地内
(ミティ	ことから、注目すべき種	め、植生が持つ保全機能	南東部の山体が残置され
ゲーショ	等への影響は小さいが、	(洪水調節機能など) へ	ることから、注目すべき
ン)の観点	計画地内南東部の山体を	の影響は小さいが、中央	種等への影響、並びに植
	改変するため、植生が持	の沢や水田のやや湿った	生が持つ保全機能(洪水
	つ保全機能(洪水調節機	環境は改変され、注目す	調節機能など)への影響
	能など)への影響は大き	べき種等への影響は大き	はA案、B案と比べ小さ
	い。	い。	くなる。
	環境保全措置の実施によ	環境保全措置の実施によ	環境保全措置の実施によ
	り、これらの影響は回	り、これらの影響は回	り、これらの影響は回
	避・低減されるが、注目	避・低減されるが、注目	避・低減されるが、注目
	すべき種等への影響は一	すべき種等への影響は一	すべき種等への影響は一
	部残る可能性がある。	部残る可能性がある。	部残る可能性がある。
環境保全の	環境保全措置を実施しても	、植物への影響を回避・低	減できず、影響は一部残る
ための目標	可能性がある。		
等との整合			
の観点			

表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。

◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる

〇:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる

△: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある

4 動物

(1) 予測結果

A案からC案それぞれの影響を予測した結果は、表3.4-1に示すとおりである。 本事業では、地形の改変と森林伐採を予定していることから、動物に関しては、 動物相や注目すべき動物種に対して、いずれの案についても影響が生じると予測す る。

これらの影響予測結果を踏まえ、動物に関しては、表3.4-2に示す環境保全措置を 検討した。ただし、配慮書では重大な影響の回避・低減について検討することを目 的としているため、ここでは代償措置については検討の対象外とした。

案 Α В 主に森林性の種や、耕作地周辺の草地性の種について個体数が減少するが、周辺 にも類似環境が存在するため、地域の動物相への影響は小さいと予測する。 動物相

表3.4-1 本事業による動物への影響予測結果

個体群の行動範囲、行動への影響が生じる可能性があると予測する。 森林環境や草地環境を生 息地として利用する種は 総じて影響を受けると予 測するが、特に絶滅のおそ れが高いヤマキチョウ、ヒ メシロチョウなどは、生息 環境の変化により影響が 注目すべき 大きいと予測する。また、 動物種及び イヌワシ、ハチクマ、オオ 個体群 タカ、ハイタカ、ヒョウモ ンチョウなどについても 生息環境の一部が改変さ れるため影響が生じると 予測する。

息地として利用する種の ほか、沢や水田などの湿っ た環境に生息する種は総 じて影響を受けると予測 する。特に絶滅のおそれが 高いヤマキチョウ、ヒメシ ロチョウなどは、生息環境 の変化により影響が大き いと予測する。また、イヌ ワシ、ハチクマ、オオタカ、 ハイタカ、ツチガエル、 ヒョウモンチョウなどに ついても生息環境の一部 が改変されるため影響が 生じると予測する。

また、閼伽流山側から八風山方面への移動経路の一部が分断されるため、地域の

森林環境や草地環境を生

A案と同程度の影響と予 測する。

C

表3.4-2 本事業における動物への環境保全措置

	環境保全措置の内容	適用事業案			
	現場体生指直の内容		B 案	C 案	
回避	・本地域において特に絶滅のおそれが高い注目すべき動物 種 ^{注1)} の重要な生息場所(繁殖地等)が確認された場合、 できる限り周辺利用環境と一体的に改変区域から外し、 影響を回避する。	0	0	0	
低	・本地域において絶滅のおそれがある注目すべき動物種の 重要な生息場所(繁殖地等)が確認された場合、できる 限り改変区域から外し、影響を低減する。	0	0	0	
減	・造成面については、現況表土を保全し、埋土種子等を活用した播種工法を実施することで、地域の生物相に配慮した緑化を実施する。		0	0	

注 1)本地域において特に絶滅のおそれが高い注目すべき動物種とは、長野県版レッドリスト動物編(2015)及び環境省レッドリスト(2015)において、EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧 I A、 EN: 絶滅危惧 IB、W: 絶滅危惧 II類 に指定される種とする。

注 2) 本地域において絶滅のおそれがある注目すべき動物種とは、長野県版レッドリスト動物編 (2015) 及び環境省レッドリスト (2015) において、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、N: 留意種(長野県 RL のみ)、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群 に指定される種とする。

調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえた評価結果は表3. 4-3に示すとおりである。

なお、環境保全のための目標等は特に存在しないことから、「事業者として可能な 範囲で動物への影響を回避・低減する」ことを目標とした。

表3.4-3 本事業による動物への影響評価結果

計画案	A 案	B 案	C 案		
評価結果	\triangle	\triangle	\triangle		
環境に対す	中央の沢や水田のやや	A案とは逆に、中央の沢	中央の沢や水田のやや		
る影響緩和	湿った環境が残置される	や水田のやや湿った環境	湿った環境と、計画地内		
(ミティ	が、計画地内南東部の山	は改変されるため、これ	南東部の山体を残置する		
ゲーショ	体を改変するため、それ	らの環境を利用する種や	ため、影響は生じるもの		
ン)の観点	以外の森林環境や草地環	個体群への影響は大き	のA案、B案と比べ小さ		
	境、あるいはそれらを広	い。また、計画地内南東	٧١ _°		
	く利用する種や個体群へ	部の山体は残置するが、	環境保全措置の実施によ		
	の影響は大きい。	沢や水田、森林環境や草	り、これらの影響は回		
	環境保全措置の実施によ	地環境あるいはそれらを	避・低減されるが、注目		
	り、これらの影響は回	広く利用する種や個体群	すべき種等への影響は一		
	避・低減されるが、注目	へも影響は生じる。	部残る可能性がある。		
	すべき種等への影響は一	環境保全措置の実施によ			
	部残る可能性がある。	り、これらの影響は回			
		避・低減されるが、注目			
		すべき種等への影響は一			
		部残る可能性がある。			
環境保全の	環境保全措置を実施しても	、動物への影響を回避・低	減できず、影響は一部残る		
ための目標	可能性がある。				
等との整合					
の観点					

表中凡例)評価結果は、以下のとおり区分した。

◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる

○:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる

△: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある

5 生態系

(1) 予測結果

A案からC案それぞれの影響を予測した結果は、表3.5-1(1)~(2)に示すとおりである。

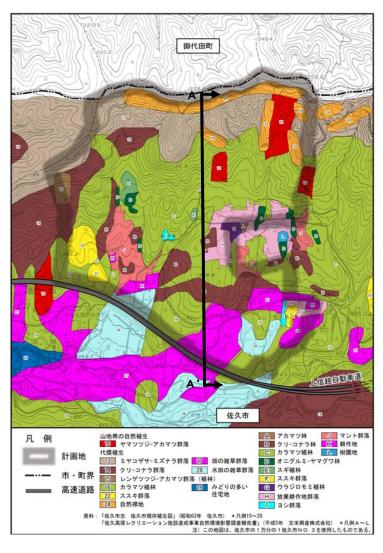
本事業では、地形の改変と森林伐採を予定していることから、生態系に関しては、いずれの案についても影響が生じると考える。上位性の観点では、周辺にも同様の環境があるため影響は小さいと考えるが、一時的に生態系のバランス等が変化する可能性がある。典型性の観点からは、山地森林タイプはほとんど改変されないため、大きな影響はないと考える。山麓森林タイプは、周辺に同様の環境があることから影響は小さいと考えるが、計画地内における影響は生じると考える。山麓草地タイプ、渓畔林タイプは、特にB案において沢や水田などのやや湿った環境が大幅に減少することから影響が大きくなる可能性がある。

これらの影響予測結果を踏まえ、生態系に関しては、表3.5-2に示す環境保全措置を検討した。ただし、配慮書では重大な影響の回避・低減について検討することを目的としているため、ここでは代償措置については検討の対象外とした。

表3.5-1(1) 本事業による生態系への影響予測結果

		A 案	B 案	C 案
	山地森林	0	0	0
	山麓森林	Δ	Δ	Δ
計画地内	山麓草地	X	X	X
	渓畔林	Δ	X	Δ
の構成		主に山麓森林タイプ、	主に山麓森林タイプ、	山麓森林タイプ及び
(図3.5-1		山麓草地タイプにお	山麓草地タイプの他、	山麓草地タイプの他、
参照)		いて伐採や地形改変	特に渓畔林タイプのほ	山地森林タイプの一
> ////	内 容	が行われるため、これ	ぼ全てで伐採や地形改	部で伐採や地形改変
		らを構成する種や個	変が行われるため、こ	が行われるため、これ
		体数等が変化する。	れらを構成する種や個	らを構成する種や個
			体数等が変化する。	体数等が変化する。
	生態的な		ら閼伽流山側への移動経	
	連続性		行動範囲、行動に影響が気	
		主に山麓森林タイプ、	主に山麓森林タイプ、	山麓森林タイプ及び
		山麓草地タイプの改	山麓草地タイプ、渓畔	山麓草地タイプの他、
		変により、そこに生息	林タイプの改変によ	山地森林タイプの一
	食物連鎖 等	生育する動植物の個	り、そこに生息生育す	部で伐採や地形改変
		体数が減少し、生態系	る動植物の個体数が減	が行われるため、そこ
		の上位に位置する種	少し、生態系の上位に	に生息生育する動植
		や、特定の植物を食草	位置する種や、特定の	物の個体数が減少し、
		とする昆虫類などに	植物を食草とする昆虫	生態系の上位に位置
		影響が生じる可能性	類などに影響が生じる	する種や、特定の植物
		がある。	可能性がある。	を食草とする昆虫類
				などに影響が生じる
相互関係		<u>にごせのなん</u>) - ハ	<u>⟨====================================</u>	可能性がある。
		短期的には、主に山麓	短期的には、主に山麓	短期的には、主に山地
		面での森林伐採及び	面での森林伐採及び土地の水流により、水流	面、山麓面での森林伐
		土地の改変により、山	地の改変により、山麓の本社の芸地の窓はお	採及び土地の改変に より、山地、山麓の森
		麓の森林や草地等を 利用する動植物種の	の森林や草地、渓畔林等を利用する動植物種	本り、田地、田鹿の森 林や草地等を利用す
		利用 9 る 動植物 種の 個体数が減少し、地域	寺を利用する動植物種 の個体数が減少し、地	林や草地寺を利用す る動植物種の個体数
		個体数が減少し、地域 の物質循環のバラン	域の物質循環のバラン	が減少するため、地域
	物質循環	スが変化する。	スが変化する。	の物質循環のバラン
		また、森林の伐採等に	スか変化する。 また、沢や水田が改変	スが変化する。
		より、土地の保水性が	されることから、地域	また、土地の保水性や
		低下することから、下	の水循環等に影響が生	水循環に影響が生じ
		流側の河川の水量や	じる可能性がある。	一、循環に影響が至し る可能性はあるがA
		水質等に影響が生じ		案、B案と比較して影
		る可能性がある。		響は小さい。
		とは民日をとめ。		事は4,0,0,0

- 注) 生態系の構成に対する影響の大きさ ※() 内は凡その判断の目安
 - ○: 改変されない又は、ほぼ改変されない
 - △:一部改変される(計画地内現況の各タイプの面積で半分未満が改変される)
 - ×:大きく改変される(計画地内現況の各タイプの面積で半分以上が改変される)



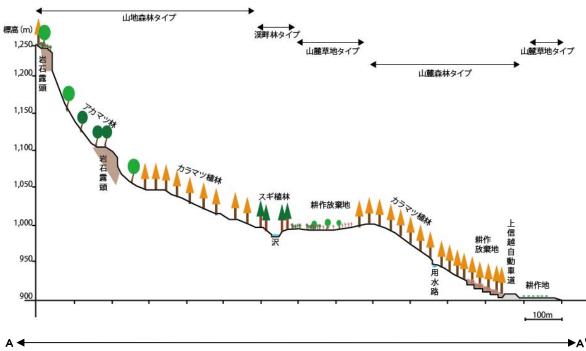


図3.5-1 計画地及びその周辺の植生及び生態系の構成の分布 (断面模式図)

表3.5-1(2) 本事業による生態系への影響(指標種への影響)予測結果

区分 指標種			A 案	B 案	C 案
	上位性	イヌワシ ツキノワグマ	餌場の減少や、移	境があるため影響は小 動経路の一部が分断さ 連鎖等のバランスが変	れることで、行動圏
	山地森林 タイプ	ヤマネアカセセリ		ある山地森林タイプの ある程度確保され、本	
	山麓森林	ハチクマ	殖地や餌場となる	境があるため影響は小 樹林環境、あるいは餌	となる対象動物や食
	タイプ	ヒメネズミ	影響が生じる可能		
		(乾性草地) メ:周辺に同様の環境があるが、山麓のススキ群落や耕作放置 地後に成立している草本群落等はほとんど改変を受けるこから生息地が減少し、本タイプの生態系への影響は大きい。			
典型性	山麓草地タイプ	(湿性草地) ヤマアカガエル	△ さすさと低 大字への 可 と で す で と で す で の で が 本 と の で の で が を 他 で す で の で が 作性 で が か 生 値 め 生 が が 生 値 が 生 が が 生 値 が 生 が が 生 値 が 生 が が 生 値 が 生 が が 生 値 が 生 が が ま 値 が ま 性 で る 。	×:水田等が大幅に 改変を受けるた め、本タイプの生 態系への影響は大 きい。	
	溪畔林	ホンドイタチ	△:沢と隣接する 渓畔林は一部改 変されるため、	×:沢と隣接する渓 畔林が大幅に改変 を受けるため、	△:A案と同程度の 影響と予測する。
	タイプ	アサヒナカワトンボ	本タイプの生態 系への影響が生 じる可能性があ る。	タイプの生態系へ の影響は大きい。	
特殊性 ミヤマウラジロ			○:ミヤマウラジ ロ群落のある石 垣は残置される ため、影響は小 さい。	×:ミヤマウラジロ 群落のある石垣の ある畑や水田周辺 は改変されること から影響は大き い。	○: A案と同程度の 影響が予測される。

注)生態系の構成に対する影響の大きさ

○:影響は小さい

△:影響が生じる可能性がある

×:影響は大きい

表3.5-2 本事業における生態系への環境保全措置

	環境保全措置の内容		適用事業案		
	「	A 案	B 案	C 案	
回避	・本地域の生態系において特に重要な基盤となっている環境要素(例 生態系の上位性や特殊性の観点で代表的な生物種の集団繁殖地等)が確認された場合、その環境要素を成立させている周辺環境と一体的に改変区域から外し、影響を回避する。	0	0	0	
低	・本地域の生態系において重要な基盤となっている環境要素(例 移動経路、湧水等)については、できる限り改変区域から外し、影響を低減する。	0	0	0	
減	・造成面の新規緑化に際しては、現況表土を保全し、埋土 種子等を活用した播種工法を実施することで、新規の外来 生物の侵入リスクを低減する。	0	0	0	

調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえた評価結果は表3. 5-3に示すとおりである。

なお、環境保全のための目標等は特に存在しないことから、「事業者として可能な 範囲で生態系への影響を回避・低減する」ことを目標とした。

表3.5-3 本事業による生態系への影響評価結果

計画案	A 案	B 案	C 案			
評価結果	\triangle	\triangle	\triangle			
環境に対す	中央の沢や水田のやや	A案とは逆に、中央の沢	中央の沢や水田のやや			
る影響緩和	湿った環境が残置される	や水田のやや湿った環境	湿った環境と計画地南東			
(ミティ	が、計画地南東部の山体	は改変され、計画地南東	部の山体が残置されるた			
ゲーショ	を改変するため、山麓森	部の山体は残置されるた	め影響はA案、B案と比			
ン)の観点	林タイプや山麓草地タイ	め、山麓森林タイプや山	べ小さいが、山地森林タ			
	プの面積減少による影響	麓草地タイプ、渓畔林タ	イプ、山麓森林タイプ及			
	や環境区分間の相互関係	イプの生態系環境区分の	び山麓草地タイプの生態			
	への影響は大きい。	面積減少による影響や環	系環境区分の面積減少に			
	環境保全措置の実施によ	境区分間の相互関係への	よる影響や環境区分間の			
	り、これらへの影響は低	影響は同様に大きい。	相互関係への影響は大き			
	減されると考えるが、生	環境保全措置の実施によ	い。			
	息生育環境に変化が生	り、これらへの影響は低	環境保全措置の実施によ			
	じ、影響は一部残る可能	減されると考えるが、生	り、これらへの影響は低			
	性がある。	息生育環境に変化が生	減されると考えるが、生			
		じ、影響は一部残る可能	息生育環境に変化が生			
		性がある。	じ、影響は一部残る可能			
			性がある。			
環境保全の	環境保全措置を実施しても	、生態系への影響を回避・	低減できず、影響は一部残			
ための目標	る可能性がある。					
等との整合						
の観点						

表中凡例)評価結果は、以下のとおり区分した。

- ◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる
- 〇:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる
- △: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある

6 景 観

(1) 予測結果

A案からC案それぞれの影響を予測した結果は、表3.6-1に示すとおりである。

本事業では、森林景観が改変され太陽光パネルに置き換わることから、いずれの 案についても主要な視点場からの眺望景観に影響が生じると考えるが、A案は計画 地南東部の山体を改変し平坦にして太陽光発電パネルを設置することから、近景域 での眺望景観に影響が大きいと予測する。C案は他の案より高標高に太陽光発電パ ネルが設置されるため、近景域や中景域の眺望景観において影響が生じる可能性が あると予測する。

これらの影響予測結果を踏まえ、景観に関しては、表3.6-3に示す環境保全措置を 検討する。ただし、配慮書では重大な影響の回避・低減について検討することを目 的としているため、ここでは代償措置については検討の対象外とした。

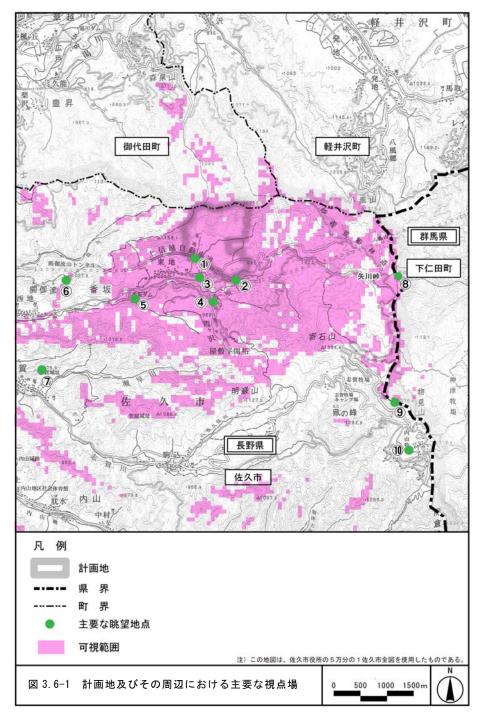
表3.6-1 本事業による眺望景観への影響予測結果

計画案	A 案	B 案	C 案
眺望景観 (近景) No.①及び②, No.③	視い。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	視い。①及び計画と 別ので計画と 別は、残な の関はが、Aネネる の関連を ののののでででででででででででででででででででででででででででででででいる。 は、のででででででででででででででいる。 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	視の東る太え方でたてB可視景る光樹道ほ体景い高置といる標さに変くの見、手自さ部、はよいが計残案ネな高置①のきい。計あネ上で地るではがん。これが出て、ではが、パとも設Nuのきい。これが大くな高ではが場観大。か地たいで連立をして変くの見、手自さ部、はよいな、いいでが、できないはるできないはるできないはる。これがはる、手自さいはよい。高れおにないはる、手自さいはよい。高れおにないはる、手自さいはよい。高れおにないはる。単げ陽の車る山望さも設観があり、
眺望景観 (中景) No.④, No.⑤	計画地をや見上げるか、ほぼ正みる位置にみる位置れたり、太陽光発電パネルが、計画地を表をとり、大きのでは、計画地では、対しているが、計画地でが、登成をといるでは、地では、はいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいがでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいでは、はいいいいでは、はいいいいがは、はいいいいでは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいいいがは、はいいがは、はいいいがは、はいいいがは、はいいいがは、はいいいいがは、はいいいがは、はいいいいいいがは、はいいいがは、はいいいいいいいい	計画地南東側の山体は 残置することから、A案 と比べ太陽光発電パネ ルの見えは限定的とな るが、眺望景観は一部変 化する。	の変化はB案よりある。 となる可能性があるは の変化はB、はのでは のではのでは のでは のでは のでは のでは のでは の
(遠景) No.⑥~No.⑩		可視領域外となり、影響はた	小さいと予測する。

注)計画地及びその周辺における主要な視点場($No.① \sim ⑩$)は表 3.6-2 及び図 3.6-1 に、そのうち、主要な視点場から計画地側が眺望できる $No.① \sim ⑤$ の眺望は写真 3.6-1(1) \sim (2)に示すとおりである。

表3.6-2 計画地及びその周辺における主要な視点場

N	区分	名称	標高	計画地と	の位置関係
No.	巨刀	海	保向	方位	距離
1		上信越自動車道 (上り線)	約920m	南	0.1km未満
2	近景	上信越自動車道(下り線)	約910m	南	0.1km未満
3		東地集落市道脇	約860m	南	約0.4km
4	中景	香坂川左岸道路	約890m	南西	約1.0km
5	十月	香坂ダム左岸	約840m	西南西	約1.5km
6		閼伽流山見晴台	約965m	西	約2.5km
7		志賀城址	約740m	南西	約4.0km
8	遠景	矢川峠	約1,200m	東	約4.0km
9		物見山山頂	約1,400m	南東	約5.0km
10		内山牧場キャンプ場	約1,200m	南東	約5.5km





No.① 上信越自動車道(上り線)

概要:上信越自動車道の上り線を走行中の車両内からの眺望景観。計画地は、視野の一部に 入り込み、パネルの配置によっては眺望景観の変化が感じられる可能性がある。



No.② 上信越自動車道(下り線)

概要:上信越自動車道の下り線を走行中の車両内からの眺望景観。計画地は、視野の一部に 入り込み、パネルの配置によっては眺望景観の変化が感じられる可能性がある。



No.③ 東地集落市道脇

概要:最も近い集落内からの計画地方向の眺望景観。計画地は、山体の一部に重なり、パネルの配置によっては眺望景観の変化が感じられる可能性がある。

注) 写真の赤枠は最も標高の高い位置まで太陽光パネルを設置するC案(周縁林帯を含む)の範囲

写真4.6-1(1) 主要な視点場からの計画地側への眺望



No.4) 香坂川左岸道路

概要:対岸の斜面を登る道路からの計画地方面の眺望景観。計画地は、山体の一部に重なり、パネルの配置によっては眺望景観の変化が感じられる可能性がある。



No.5 香坂ダム左岸

概要: 香坂ダムの左岸から計画地方向に向いた眺望景観。計画地は、山地景観の中央部の一部に重なり、パネルの配置によっては眺望景観の変化が感じられる可能性がある。

注)写真の赤枠は最も標高の高い位置まで太陽光パネルを設置するC案(周縁林帯を含む)の範囲

写真4.6-1(2) 主要な視点場からの計画地側への眺望

表3.6-3 本事業における景観への環境保全措置

	環境保全措置の内容	適用事業案		
		A 案	B 案	C 案
□	・遮蔽する森林の残置位置を検討し、眺望景観への影響を回避する。	0	0	0
避	・施設配置やパネルの高さ等を検討し、眺望景観への影響を回避する。	0	0	0
	・遮蔽する森林の残置位置を検討し、眺望景観への影響を低減する。	0	0	0
	・施設配置やパネルの高さ等を検討し、眺望景観への影響を低減する。	0	0	0
低	・パネルの枠、関連設備等は、周辺景観と調和した色調とすることで、眺望景観への影響を低減する。	0	0	0
減	・アレイとアレイの間には、(地域の生態系に配慮した) 緑化を行い、周辺景観と調和した色調とすることで、眺望景観への影響を低減する。	0	0	0
	・発電効率の高いパネルの採用により、設置に必要な面積 を縮小し、眺望景観への影響を低減する。	0	0	0
	・スカイラインを切らないよう施設配置を検討し、眺望景 観への影響を低減する。	0	0	0

調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえた評価結果は表3.6-4に示すとおりである。

なお、環境保全のための目標等は、「佐久市の景観計画」に示す「景観育成基準」とした。

表3.6-4 本事業による景観への影響評価結果

	2010 1 11-7-	木にひる泉帆 切が自由画	1111
計画案	A 案	B 案	C 案
評価結果	Δ	©	0
環境に対す	計画地内の山体を改変	A案と比較して地形の改	A案、B案と比較してよ
る影響緩和	し、地形を平坦にして太	変は小さく、眺望景観の	り標高の高い位置でのパ
(ミティ	陽光パネルを設置するた	変化は小さいと考える。	ネル設置があるため、B
ゲーショ	め、主に近景域、中景域	環境保全措置の実施によ	案よりも眺望景観の変化
ン)の観点	にある視点場からの眺望	り、これらの影響は概ね	は大きくなる可能性があ
	景観は、造成範囲やパネ	回避・低減できる。	る。
	ル設置高によっては大き		しかし、A案と比較して
	く変化する可能性があ		地形の改変は小さく、眺
	る。		望景観の変化は小さいこ
	環境保全措置の実施によ		とから、環境保全措置の
	り、これらの影響は低減		実施により、これらの影
	されると考えるが、影響		響は概ね低減できる。
	は一部残る可能性があ		
	る。		
環境保全の	佐久市景観条例に基づく景	は観育成基準に整合させるこ	とにより、景観への影響を
ための目標	回避・低減できると評価す	⁻ る。	
等との整合			
の観点			

表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。

- ◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる
- ○:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる
- △: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある



第4章 総合評価

- 1 配慮書段階における環境影響評価の総合評価
- 1.1 配慮書における環境影響評価結果

本事業の実施に伴い、計画段階配慮事項に係る環境影響評価の結果を整理した結果は、表4.1-1に示すとおりである。

表4.1-1 総合評価の結果

		女・・・・ やらし 日		
		A 案	B 案	C 案
	計画の特徴	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体を改変しい ・南東部の山体を改変しい。 ・南東部の山体を改変を設置 ・太陽光パネルの設置は山麓部よりので表面に、気配 ・大は山麓部以下、気配 ・大り20°未満)	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を改変 ・南東部の山体を残置 ・太陽光パネルの設置 は山麓部まで(標高 約950m以下、勾配 約20°未満)	・湧水地とその水源涵養域を残置 ・中央の沢と水田を残置 ・南東部の山体を残置 ・南東部の山体を残置 ・太陽光パネルの設置 は一部山地部まで (標高約1,000m以 下、勾配約30°未満)
環	水象	Δ	0	©
境	地形・地質	Δ	0	\circ
影響	植物	Δ	Δ	Δ
評価	動物	Δ	Δ	Δ
結	生態系	Δ	Δ	Δ
果	景観	Δ	\odot	0
その他者	社会性	・法令遵守(環境影響評価手続きを通じたコミュニケーション) ・CO ₂ 削減効果 ・地域社会への経済的、文化的な還元		
考慮事項	経済性	・売電収入確保 ・工事費用増加 ・維持管理費抑制	・売電収入確保 ・工事費用抑制 ・維持管理費抑制	・売電収入低下 ・工事費用抑制 ・維持管理費増加

- 注1)表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。
 - ◎: 影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる。
 - 〇:影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる。
 - △: 影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある。
- 注 2) C案は、計画地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置し、地形改変の最小化、パネル設置の分散化により、地形・地質、景観への影響は限定的であり、植物、動物、生態系への影響もA案、B案と比べ小さくなると予測するが、森林伐採等の面積は総じて大きくなり、植物、動物、生態系への影響は、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性があることから、ここでは「△:影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある」と評価している。

(1) A案についての評価結果

A案は、標高900~1,000m程度の山麓面の南向き緩斜面地にまとまって太陽光パネルを設置する案である。パネル設置面は、概ね斜面勾配が20°未満の緩斜面地であるものの、できる限り平坦な地形にパネルを並べるため、計画地内南東部の山体を切り崩し、その土で沢や窪地などを埋める地形改変を想定している。一方で、地域の簡易水道に利用される湧水及びその水源涵養域を残置するとともに、下流側の耕作地の石垣に生育するミヤマウラジロ群落も残置する計画である。

環境要素別にみると、計画地内南東部の山体を切り崩すことにより、水象、地 形・地質(特に土地の安定性)、植物、動物、生態系、景観において、影響が比較的 大きくなると予測され、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能 性がある。

(2) B案についての評価結果

B案は、A案と同様、標高900~1,000m程度の山麓面の南向き緩斜面地にまとまって太陽光パネルを設置する案である。パネル設置面は、概ね斜面勾配が20°未満の緩斜面地で、計画地内南東部の山体及び地域の簡易水道に利用される湧水並びにその水源涵養域は残置するものの、計画地内中央の沢やミヤマウラジロ群落が生育する下流側の耕作地の石垣周辺は改変する計画である。

環境要素別にみると、計画地内南東部の山地を残置することで、景観への影響は小さいと予測される。一方で、計画地内中央の沢、水田といった湿った環境の改変面積が大きく、植物、動物、生態系において、影響が比較的大きくなると予測され、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性がある。

(3) C案についての評価結果

C案は、太陽光パネルの設置範囲を山麓面から山地面まで広げ、標高900~1,100m付近の山地面から山麓面の南向き斜面地に、分散させてパネルを設置する案で、現況の地形を最大限活かしつつ、計画地内南東部の山体や湧水とその水源涵養域、計画地内中央の沢や水田も残置させることを想定している。山麓部の利用を限定する替わりに山地部の樹林地が一部伐採されることになる。

環境要素別にみると、計画地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置するため、水象への影響は小さいと予測する。また、地形改変の最小化、パネル設置の分散化により、地形・地質、景観への影響は限定的であり、植物、動物、生態系への影響もA案、B案と比べ小さくなると予測する。しかし、森林伐採等の面積は総じて大きく、植物、動物、生態系への影響は、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性がある。

1.2 その他考慮すべき事項

本事業は民間事業者による太陽光発電事業であり、環境影響評価の内容のほか、社会性、経済性の観点から計画内容を考慮する。

(1) 社会性

① 法令遵守(環境影響評価手続きを通じたコミュニケーション)

今後、現地調査等を実施し、環境の現況を詳細に把握し、改めて環境影響の内容や程度を予測するとともに、具体的な環境保全措置の内容の検討、環境影響評価の見直しを行っていく予定である。その結果は、長野県環境影響評価条例に基づく手続きを通して公開し、意見を受ける予定である。また、配慮書で扱っている環境影響評価項目の他にも、工事中の大気環境、騒音・振動環境、水環境など、必要に応じて他の環境要素への影響も最大限低減を行っていく予定である。これらの項目についての、環境影響予測、評価の方法や結果、環境保全措置については、今後、長野県環境影響評価条例に基づく手続きにおける環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書において明らかにしていく。

② CO₂削減効果

本事業は、地球温暖化抑制の観点から、再生可能エネルギーである太陽光発電電力を供給し、我が国における温室効果ガス削減計画等に基づく再生可能エネルギー計画導入推進に貢献することを目的としている。

また、地域における温室効果ガスの排出抑制並びに、本事業の実施により、約42,000 MWh/年のグリーン電力が供給される予定で、これは「佐久市の一般家庭世帯の電力消費量の約4分の1を賄う量」である。本事業により、佐久市内から排出される温室効果ガスは約20,000t-CO₂/年削減され、同市の温室効果ガス削減目標値の達成に大きく貢献することができる。

③ 地域社会への経済的、文化的な還元

事業者は本事業を通じ、雇用創出、事業税の納付による、経済的な地域還元の他、 太陽光発電電力を使用したイベントの開催(啓発事業)など、再生可能エネルギー、 環境教育等における社会貢献を検討していく予定である。

(2) 経済性

本事業は、民間事業が行う企業活動であり、企業利益の確保も重要である。環境保全措置の実施は、事業採算性を勘案しつつ、事業者の実施可能な範囲での実施を検討する。また、環境影響評価の結果、項目間の影響のトレードオフ等が生じた場合には、経済性の観点も加味しつつ、実行可能な範囲で適切に環境保全措置の内容を検討する。

1.3 今後の事業計画の検討方針

今後は、総合評価の結果及び今後の現地調査等の結果を踏まえ、事業計画のより 詳細化を図っていく。今回示したA案、B案、C案は、コンセプト案であり、これ らのいずれかの案に決めるのではなく、各案の事業性、環境影響の回避・低減等の 考え方を取り入れながら、より現実的な案として、事業計画の熟度を高めていく予 定である。

2 配慮書段階における環境保全の方針

環境影響評価に基づき事業者が考える環境保全の方針を、計画段階、工事段階、 供用段階、事業終了段階に分けて整理した結果は、以下に示すとおりである。

2.1 計画段階における環境保全の方針

計画段階で検討すべき環境保全の方針は、表4.2-1(1)~(2)に示すとおりである。 実際に採用する環境保全措置の内容は、今後、現地調査の結果や、環境影響評価 の予測、評価の結果を踏まえ、決定していく予定である。

表4.2-1(1) 計画段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
水象	・現地調査を実施し、水象に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.1-2参照)の適用を検討し、水象への影響が回避・低減さ
	れるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替井戸の設置)の検討も行う。 ・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、水象の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。
地形 • 地質	・現地調査を実施し、地形・地質に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.2-2参照)の適用を検討し、地形・地質への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:急傾斜における擁壁の設置)の検討も行う。 ・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。 ・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、地形・地質の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。

表4.2-1(2) 計画段階における環境保全の方針

・現地調査を実施し、植物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.3-2参照)の適用を検討し、植物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。・切り盛り土量パランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう考慮する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:代替生息地の創出、アニマルバスウェイの設置)の検討も行う。・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう考慮する。・現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置に表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置に後では、代債措置(例:代替生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検診した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:1世紀域域の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:1世紀域の措置だけでは影響が一分に緩和できない場合は、代債措置(例:1世紀域の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:1世紀域の措置だけでは影響が一分に緩和できない場合は、代債措置(例:1世紀域の設置)の検討も行う。	項目	環境保全方針
響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.3-2参照)の適用を検討し、植物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。・切り感力と量パランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置に大使、表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。・・環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。・・環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	切 廿	
・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.3-2参照)の適用を検討し、植物への影響が回避・低減されるよう考慮する。環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。・ 地物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・ 動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
植物 対した環境保全措置(表3.3-2参照)の適用を検討し、植物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。・切り盛り土量ペランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を棄施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・ 清極保全措置の検討にあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減られるよう考慮する。・ 環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルバスウェイの設置)の検討も行う。・ 植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・ 現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置の表記、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・ 植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう考慮する。・ 現境保全措置に適切に反映されるよう考慮する。・ 現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討と環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・ 環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
植物 境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代債措置(例:注目サベき種の個体移植)の検討も行う。・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・野地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熱度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・環境保全措置(検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう考慮する。・環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。・現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
植物 ・環境保全排置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置 (例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。 ・切り盛り 土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。 ・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熱度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう考慮する。 ・環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熱度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
植物 きない場合は、代償措置(例:注目すべき種の個体移植)の検討も行う。 ・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。 また、原則、客土は行わない計画とする。 ・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置(横震、表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置(検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。 ・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 開連熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・ 現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 現地調査を実施し、主要な景観音がよる。・ 環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で	[_tt_	
・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で	植物	
・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。 ・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が一つに緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出)の検討も行う。・地物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・・計画熱度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
確保した調整池を設置する。 ・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が一つ選手・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熱度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルバスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・引地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・現地調査を実施し、表観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が一分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全力針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・引きを実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・引きを実施しままな景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・引地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
動物物 物 ・環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
動 物 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
 動物 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。 ・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で 		討した環境保全措置(表3.4-2参照)の適用を検討し、動物への影響が回避・低
・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で	an 物	121 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
の検討も行う。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で	30 100	・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		きない場合は、代償措置(例:代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置)
 反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で 		の検討も行う。
・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に
影響予測及び環境保全措置について検討する ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。 ・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		反映されるよう検討する。
・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、
生態系 せ態系 ・環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		影響予測及び環境保全措置について検討する
生態系 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。 ・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		討した環境保全措置(表3.5-2参照)の適用を検討し、生態系への影響が回避・
きない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。 ・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に 反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を 確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検 討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低 減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で	生態系	低減されるよう考慮する。
・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に 反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を 確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検 討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低 減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
反映されるよう検討する。 ・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		きない場合は、代償措置(例:代替生育生息地の創出)の検討も行う。
・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に
確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		
・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検 討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低 景 観 減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を
計した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。
景 観 減されるよう考慮する。 ・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検
・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で		討した環境保全措置(表3.6-3参照)の適用を検討し、景観への影響が回避・低
	景 観	減されるよう考慮する。
きない場合は、代償措置(例:目隠し植栽の設置)の検討も行う。		・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和で
		きない場合は、代償措置(例:目隠し植栽の設置)の検討も行う。
・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観の環境保全措置に		・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観の環境保全措置に
反映されるよう検討する。		
・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への影	2014	・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への影
その他 響が十分に回避低減されるよう、施工計画を検討する。	ての他	響が十分に回避低減されるよう、施工計画を検討する。

2.2 工事段階における環境保全の方針

工事段階で検討すべき環境保全の方針は、表4.2-2(1)~(2)に示すとおりである。

表4.2-2(1) 工事段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
水象	・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、雨水浸透機能を向上する。 ・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、水象に係る工事中の環
	境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
地形 ・地質	 ・造成工事等は土地の安定性等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。 ・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。 ・表土保全を行い、緑化種子とともに吹付け材として活用することで土壌質の撹乱を最小限度に抑える。 ・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止する。 ・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、地形・地質に係る工事中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
植物	 ・造成工事等は、注目すべき植物種の生育環境等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。 ・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。 ・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。 ・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置への沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。 ・動物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、植物に係る工事中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
動物	 ・造成工事等は、注目すべき動物種の生息環境等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。 ・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。 ・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。 ・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置への沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。
生態系	 ・造成工事等は、動物種の生息環境等に、一度に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。 ・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。 ・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。 ・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置への沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。 ・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。

表4.2-2(2) 工事段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
景 観	 ・造成工事等は景観が一度に大きく変化しないよう、計画的、段階的に進める。 ・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。 ・工事用車両、工事用機械等について周辺景観と調和した色調を採用することで、景観の変化を最小限に抑える。 ・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、佐久市の景観育成基準にふさわしい景観の早期回復をはかる。 ・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観に係る工事中の環境保全措置に反映されるよう検討する。
その他	・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への 影響が十分に回避低減されているか、事後調査等で確認する。

2.3 供用段階における環境保全の方針

供用段階で検討すべき環境保全の方針は、表4.2-3に示すとおりである。

表4.2-3 供用段階における環境保全の方針

- - -	双4.2 3
項目	環境保全方針
水象	 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、水象に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。 ・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、水象に係る供用中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
地形 ・地質	 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、地形・地質に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。 ・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・調整池について、機能維持のための適切な維持管理を実施する。 ・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、地形・地質に係る供用中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
植物	 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、植物に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。 ・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・動物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、植物に係る供用中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。
動物	 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、動物に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。 ・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。
生態系	 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、生態系に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。 ・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。
景(観	 ・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、景観に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。 ・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。 ・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観に係る供用中の環境保全措置に反映されるよう検討する。

2.4 事業終了段階における環境保全の方針

事業終了段階で検討すべき環境保全の方針は、表4.2-4に示すとおりである。

表4.2-4 事業終了段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
世 日	>N>G11-3270 F1
	・撤去工事等に際しては、将来存在している水象等に配慮しつつ、原則、工事段
	階の配慮と同様の配慮を徹底する。
水象	・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、
	万が一水象に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ
	<u> </u>
	・撤去工事等に際しては、将来存在している地形・地質等に配慮しつつ、原則、
地形	工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。
• 地質	・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、
70,4	万が一地形・地質に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置
	を講じる。
	・撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事
	段階の配慮と同様の配慮を徹底する。
植物	・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、
	万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ
	る。
	・撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事
	段階の配慮と同様の配慮を徹底する。
動物	・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、
	万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ
	る。
	・撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事
	段階の配慮と同様の配慮を徹底する。
生態系	・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、
	万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ
	る。
	・撤去工事等に際しては、将来存在している景観等に配慮しつつ、原則、工事段
	階の配慮と同様の配慮を徹底する。
景観	・撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、
	万が一景観に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じ
	る。
その他	・事業者のポリシーとして、使用した太陽光パネル等の回収、修理、再利用(リ
CVIE	サイクル)を行い、廃棄物量を減らすとともに適正な廃棄物管理を行っていく。

